

# 第1章 基本的な考え方

## 1 目的

災害時要援護者対策について、市では国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、「東温市災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、あらかじめ要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制の整備に努めてきた。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の2倍に上った。また、消防職員、消防団員及び民生委員など、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう避難支援策の見直しがされた。さらに、法改正を受けて「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示した。

東温市避難行動要支援者支援プラン（以下「支援プラン」という。）は、法及び指針の改正を受け、災害発生時に避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。

近く発生が危惧されている、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生時には、行政自身も被災し、発災後しばらくの間行政支援（公助）が受けられない可能性があることから、そのような場合には、家族や地域住民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って救助活動、避難誘導、避難所運営を行うこと（自助・共助）が重要になる。

そのために、支援プランでは平時から「自助」、「共助」及び「公助」の役割を確認しながら、地域における住民同士の関係づくりや地域防災力の向上を目指すとともに、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、市民の安心・安全を確保することを目的とする。

## 2 位置付け

支援プランは、災害対策基本法及び指針に基づき、東温市地域防災計画（平

成 27 年 9 月修正) の下位計画として、本市の避難行動要支援者の支援に係る全体的な考え方を具体的に定めたものであり、地域防災計画中、「風水害災害対策編第 2 章第 10 節要配慮者の支援対策」及び「第 3 章第 26 節要配慮者に対する支援活動」のうち、避難行動要支援者に関する事項を具体化したものである。

### 3 用語の定義

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者  
(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号)

(2) 避難行動要支援者 (以下「要支援者」という。)

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの  
(災害対策基本法第 49 条の 10)

(3) 避難行動要支援者名簿 (以下「要支援者名簿」という。)

地域防災計画の定めるところにより、要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿  
(災害対策基本法第 49 条の 10)

(4) 避難支援等関係者

要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者  
(災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項)

(5) 指定緊急避難場所 (避難場所)

洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とする場所  
(災害対策基本法第 49 条の 4)

(6) 指定避難所（避難所）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性が無くなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とする施設

（災害対策基本法第 49 条の 7）

(7) 福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者と、その家族が滞在する施設

（災害対策基本法第 49 条の 7 ・ 災害対策基本法施行令第 20 条の 7）

#### 4 本市で想定される災害の種別

本市地域防災計画では、災害を大きく風水害等災害、地震災害に分けて対策を定めている。

##### (1) 風水害等災害（台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、原子力災害等）

本市では、これまで四国山地及び九州山地に遮断されて比較的風水害災害の少ない地域であるが、平成 16 年には台風に伴う土砂災害により、人的被害も発生している。市内には 747 箇所の土砂災害危険箇所が指定されており、愛媛県が土砂災害警戒区域の指定を進めている。山間部においては、土砂崩れ等による集落の孤立が想定される。

また、河川では市の中央を流れる重信川や重信川に合流する表川、山間部を流れる滑川等があり、いずれも急勾配である。河川を管理する国や県では、重要水防箇所を指定するとともに、浸水想定区域を発表するなどして注意を促している。

原子力災害では、愛媛県が定める広域避難計画に基づき、万が一災害が発生した際には、他自治体からの避難者を受け入れる可能性がある。

##### (2) 地震災害

平成 25 年 12 月に愛媛県が発表した地震被害想定では、本市で被害が大きくなる地震として、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線断層帯を震源とする内陸型地震」が想定されており、想定最大震度はいずれも震度 6 強となっている。

「南海トラフ巨大地震」では、被害が最大となる場合、地震の揺れや火災による建物倒壊は全壊・半壊をあわせ 8,677 棟と想定されており、倒壊家屋や火災からの救助が必要となる。また、その際の避難所への避難者は 5,938 人と想定されており、避難や避難所生活への支援が不可欠となる。

## 第2章 避難支援体制の構築

### 1 市の支援体制

#### 「避難行動要支援者支援班」

市の横断的組織として「避難行動要支援者支援班」を設ける。

避難行動要支援者支援班の位置づけ、構成及び業務等は次のとおりとする。

#### (1) 位置付け

避難行動要支援者支援班は、平常時は市の関係課、消防本部、及び社会福祉協議会（コーディネーター）による横断的なプロジェクト・チームとして設置し、災害時は、災害対策本部の市民福祉部局に支援窓口を設置し、要支援者の支援にあたる。

#### (2) 構成

平常時は、リーダー（社会福祉課）、サブリーダー（危機管理課）、班員（長寿介護課、健康推進課、消防本部）、コーディネーター（社会福祉協議会）で構成し、警察、消防団、区、自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、避難支援体制整備の推進、避難計画作成の推進等にあたる。

#### (3) 業務

平常時は、避難行動要支援者名簿の作成、管理、支援体制の整備、避難計画作成の推進、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。

災害時は、避難情報等の伝達、避難行動要支援者名簿の提供、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の避難生活支援、避難支援等関係者等との連携・情報共有、福祉避難所の開設及び運営支援等を業務とする。

### 市民福祉部局

#### 社会福祉課

##### <平常時>

- ア 避難行動要支援者支援班連絡会議の開催
- イ 要支援者の避難支援体制整備

- ウ 要支援者の把握
- エ 避難行動要支援者名簿の作成、および外部提供の意思確認
- オ 名簿の避難支援等関係者への提供
- カ 個別避難計画の作成推進
- キ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 要支援者への避難情報等の情報伝達体制の整備
- ケ 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発
- コ 福祉避難所の指定及び協定の締結

<災害時>

- ア 避難行動要支援者支援窓口を設置
- イ 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者、その他の支援等関係者への提供
- ウ 要支援者の安否確認・避難状況の把握
- エ 福祉避難所の開設及び運営支援
- オ 指定避難所等における避難支援等関係者と連携した要配慮者の支援

**長寿介護課・健康推進課**

<平常時>

- ア 避難行動要支援者支援班連絡会議への参加
- イ 要支援者の避難支援体制整備
- ウ 要支援者の把握
- エ 個別避難計画の作成推進
- オ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発
- カ 要支援者への避難情報等の情報伝達体制の整備
- キ 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発

<災害時>

- ア 避難・安否確認の状況把握
- イ 指定避難所等における避難支援等関係者と連携した要配慮者の支援

## 総務部局

### 危機管理課

#### <平常時>

- ア 避難行動要支援者支援班連絡会議への参加
- イ 要支援者の避難支援体制整備
- ウ 個別避難計画の作成推進
- エ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- オ 避難情報等の情報伝達体制の整備
- カ 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発

#### <災害時>

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 要支援者の救援・救助の要請及び安否確認
- ウ 指定避難所の開設指示及び運営支援
- エ 指定避難所における避難支援等関係者と連携した要配慮者の支援

## 消防本部・署

#### <平常時>

- ア 避難行動要支援者支援班連絡会議への参加
- イ 要支援者の避難支援体制整備
- ウ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練への協力
- エ 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発

#### <災害時>

- ア 要支援者の救援・救助、避難誘導及び安否確認

## 社会福祉協議会（コーディネーター）

#### <平常時>

- ア 避難行動要支援者支援班連絡会議への参加
- イ 要支援者の把握調査への支援
- ウ 個別避難計画の作成推進
- エ 協力員の選定に関する関係機関の連絡調整への協力（関係機関からの選定が必要となった場合）
- オ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練への協力

- カ 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発
- キ 災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進

<災害時>

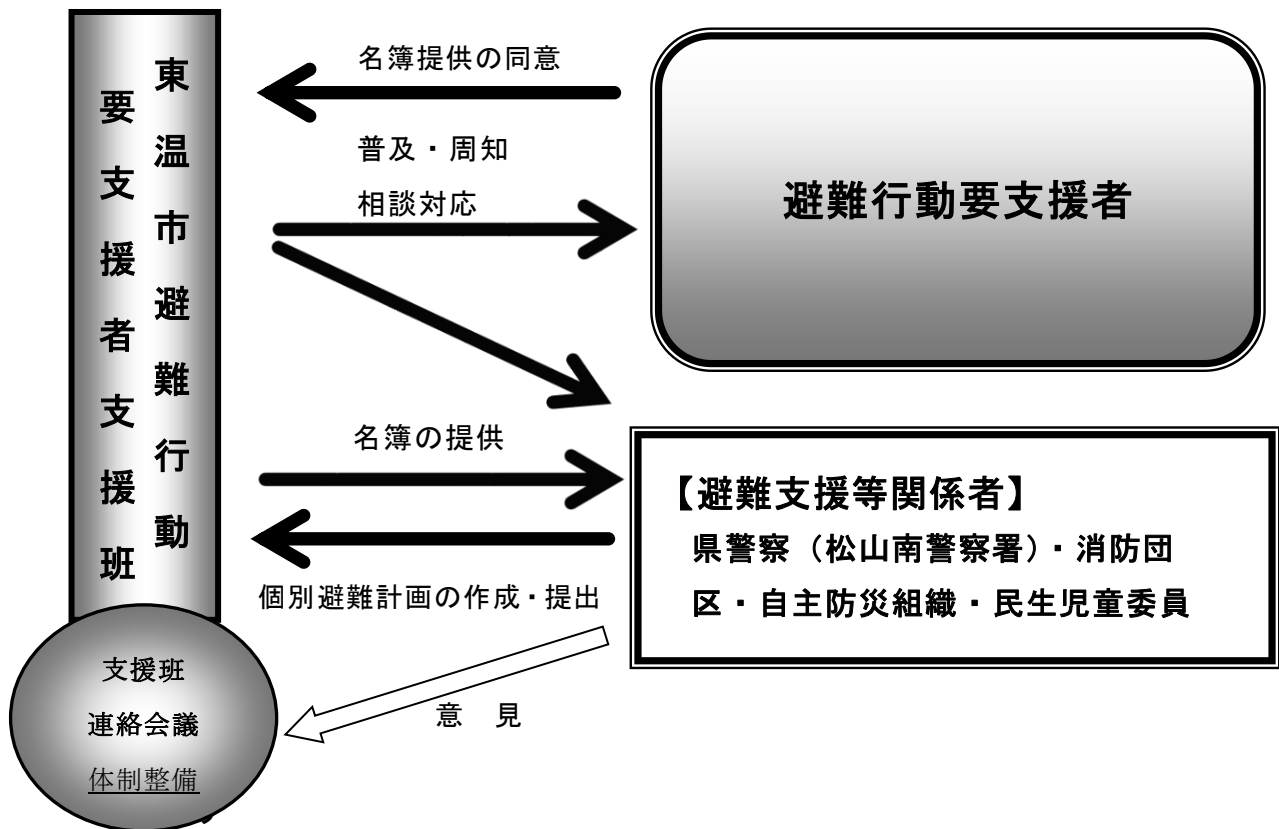
- ア 要支援者の避難支援と安否確認
- イ 他機関との連絡調整
- ウ 市災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

(4) 支援班連絡会議

リーダーは、前号に掲げる業務について、必要に応じて会議を招集する。

リーダーは、会議に必要があると認めるときは、避難支援等関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

避難行動要支援者支援班イメージ（平常時）





## 2 公の避難支援等関係者

愛媛県警察（松山南警察署警備課）、東温市消防団

<平常時>

- ア 名簿、個別避難計画の共有
- イ 要支援者の避難支援体制整備への協力
- ウ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練への協力

<災害時>

- ア 要支援者の救援・救助、避難誘導及び安否確認等への協力

## 3 地域の避難支援等関係者（共助）

区・自主防災組織、民生児童委員等は、地域共助の理念のもと、市と連携して要支援者の避難支援活動に努めるものとする。

区・自主防災組織、民生児童委員

<平常時>

- ア 名簿、個別避難計画の共有
- イ 要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別避難計画の作成、変更、市への情報提供
- エ 協力員の選定、および関係機関の連絡調整への協力（関係機関からの選定が必要となった場合）

<災害時>

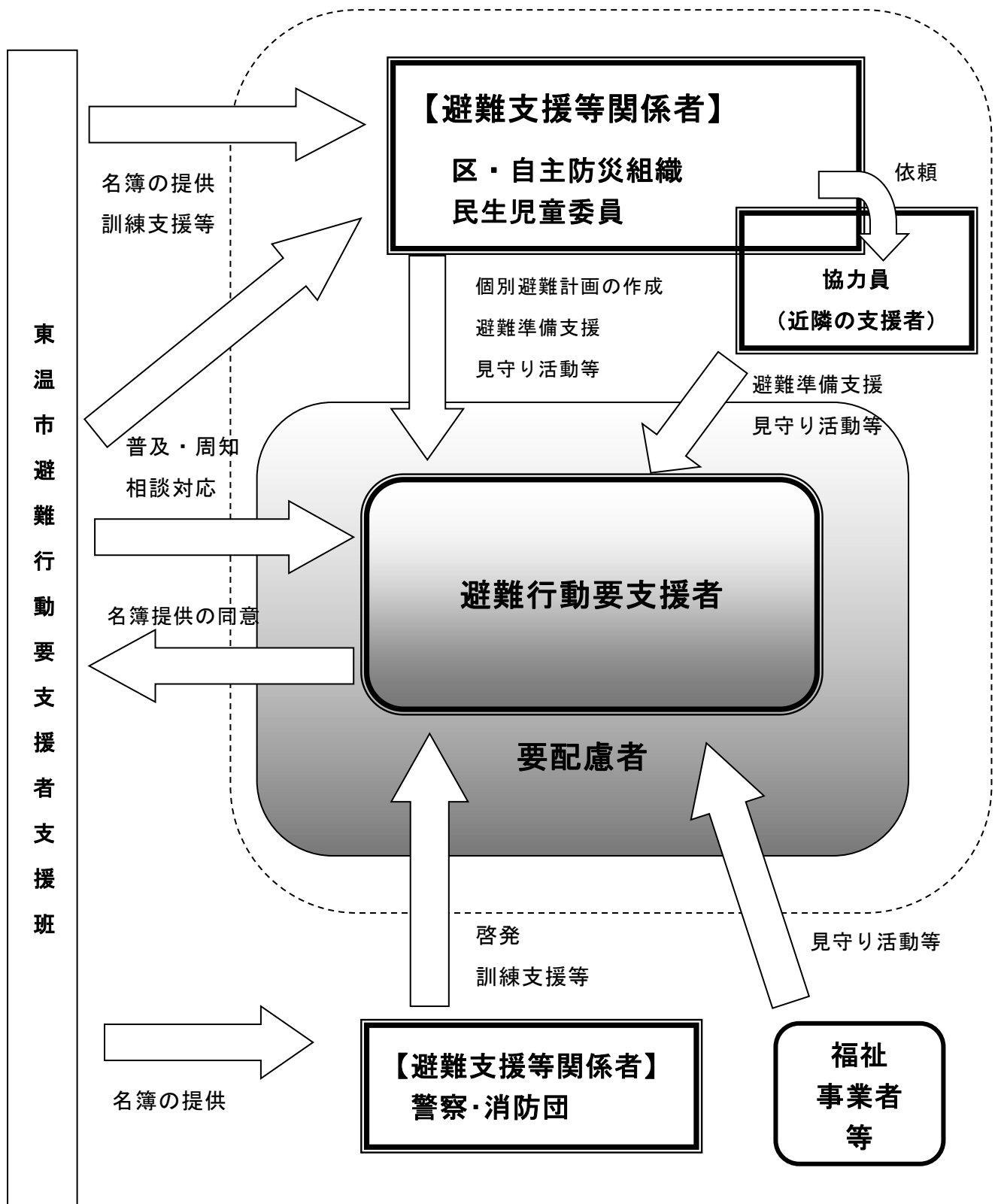
- ア 要支援者の避難支援と安否確認への協力
- イ 要支援者及び協力員への避難情報等の伝達
- ウ 避難所（福祉避難所）の運営支援

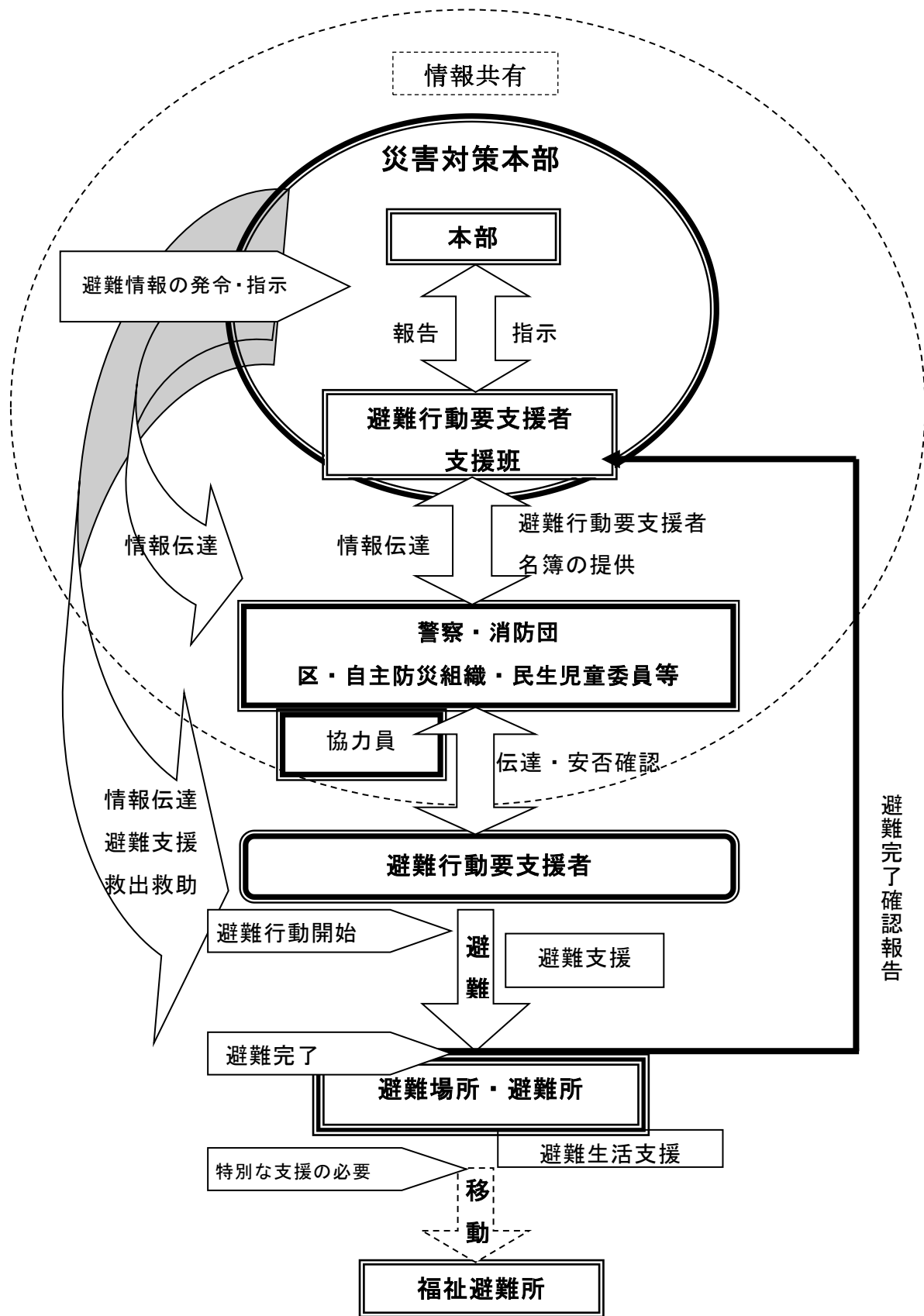
避難支援等関係者イメージ（平常時）



避難行動要支援者支援体制の全体イメージ

平常時





## 第3章 避難行動要支援者名簿の整備

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害発生時において要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう、平常時において、あらかじめ要支援者に関する情報を把握し必要な体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (1) 避難行動要支援者名簿

##### ア 要支援者名簿に掲載する者の範囲

東温市地域防災計画に規定する要支援者名簿に掲載する者の範囲は次に掲げる者とする。

- ① 高齢者（75歳以上）：独居高齢者、ねたきり高齢者、  
高齢者のみの世帯の者
- ② 介護保険制度における要介護3～5と認定された者
- ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）
- ④ 知的障がい者（療育手帳所持者）
- ⑤ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1～3級）
- ⑥ 指定難病医療受給者（既認定の重症患者含む）
- ⑦ その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で市長が必要と認めた者。

※対象者のうち、施設に入所している者については、当該施設内での自助・共助によって安否確認や安全確保等の対応が可能であると考えられるため、対象者から除外する。

##### イ 要支援者名簿の記載事項

東温市地域防災計画の規定に基づき要支援者名簿には次に掲げる事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日

- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### ウ 名簿の作成方法、更新

市は、名簿を作成するにあたり、要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を要請する。

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を毎年度1回（4月1日を基準日）更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

## 2 意思確認の実施

市は、広報、ホームページ等を利用して、制度を広く周知する。

また、避難支援体制の整備のため、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供する。

市は、避難行動要支援者名簿を外部提供することについての意思確認を行うため、要支援者本人に対して郵送や戸別訪問などにより、制度の趣旨や内容を周知するとともに、その必要性の理解を求める。

対象者名簿登録者のうち災害時の避難支援を希望し、平常時から避難行動要支援者名簿を外部提供することについて同意する者は、「東温市避難行動要支援者名簿の提供に関する申出書」に必要事項を記載し市長へ提出する。

対象者名簿に登録の無い者で、災害時に自力避難に不安があり名簿登録を希望する者は「東温市避難行動要支援者登録申請書」に必要事項を記載し市長へ提出する。

また、上記申出書及び申請書の記載事項に変更が生じた場合は、「避難行動要支援者登録削除・変更届」に必要事項を記載し市長へ提出する。

なお、重度の認知症や障がい等により本人が判断できない場合などは、親

権者や法定代理人等から同意を得て差し支えないことが国から示されている。

### 3 避難行動要支援者名簿の提供及び管理方法

#### (1) 平常時の要支援者名簿の提供

市は、平常時から避難支援等関係者へ外部提供する事に本人の同意が得られた要支援者名簿を、避難支援等関係者に対し提供するものとする。

なお、情報の漏えいや改ざん等の危険性を考慮して、情報の提供は、原則として紙媒体によるものとし、個人情報保護について誓約書の提出等の必要な措置を講じたうえ、厳重かつ適切な安全管理措置を徹底させる。

#### (2) 災害時の要支援者名簿の提供

市は、発災時又は発災後において特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対して必要な範囲で避難行動要支援者名簿を提供する。

要支援者名簿の提供を受けた者は、平常時と同様、適正管理に努めなければならない。

#### (3) 管理方法

避難行動要支援者名簿は、平常時は市民福祉部局が保管し、本人の同意が得られた要支援者名簿のみ避難支援等関係者へ提供する。

提供を受けた避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。

また、名簿の情報は、災害時のほか要支援者の把握調査及び個別避難計画策定にのみ利用し、守秘義務を厳守し、不要になった名簿は提供を受けた部署に返還するものとする。

なお、市の許可なく名簿情報を複製及び複写してはならない。

## 第4章 個別避難計画の策定

災害が発生し、又は災害のおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

その際には、支援を行う者と支援を受ける者が互いに顔の見える関係を築いていることが重要であり、それぞれの地域において要支援者本人、家族、及び避難支援等関係者の具体的な話し合いを通じて個々に定める必要がある。

このことから、避難支援等関係者は、市が提供した要支援者名簿や地域情報を基に、要支援者の状況を調査し、個人情報保護に配慮しながら、要支援者を把握し、市や他の支援者の協力を得ながら個別避難計画を策定する。

市は、地域で策定された要支援者ごとの個別避難計画を避難支援等関係者と共有し、要支援者の状況を適切に把握するとともに、地域での取り組みがより活性化するよう支援する。

なお、従前の災害時要援護者支援プランにおける個別計画は、本人の意思を確認した上で、本プランの個別避難計画として活用する。ただし、作成からの時間経過による個別避難計画の見直しや災害の種別ごとにも配慮が必要なことから、個別避難計画の継続した更新に努める。

### 1 個別避難計画の内容

個別避難計画の策定にあたっては、市からあらかじめ提供された名簿を基に、協力員、避難所、避難方法等について確認する。以下の内容を支援情報として可能な範囲において記載するものとし、必要に応じて様式は変更できるものとする。

#### (1) 協力員

協力員は、本人の意思を考慮しながら、近所等、可能な限り身近な人から選定する。近所等の中から協力員を選定することが困難な場合は、民生児童委員、区・自主防災組織等が調整し候補者を定めるとともに、協力員自身の不在や被災も考慮し、複数の協力員を選定するものとする。

(2) 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報を伝えるか等、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。

また、「聴覚障がいがあるため、文字による伝達が必要である。」等、情報が伝わりにくい場合等の留意事項も明記する。

(3) 避難時に携行する医薬品等

継続的に服用する必要がある医薬品等がある場合には、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけの医療機関名等を明記する。

(4) 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要である等、個別避難計画登録者の状態や移動に必要な手段等、避難行動における留意事項を明記する。

(5) 避難場所・避難所

避難場所・避難所は、可能な限り要支援者に配慮された場所とする。

また、聴覚障がいがあるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要等、避難経路や避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

(6) その他

居住建物の建築時期、構造、耐震診断、家具の固定等の状況を記載するとともに、普段の居室、寝室の位置等の見取り図を記載する。

## 2 個別避難計画の共有と管理

個別避難計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、個人情報が多く含まれている。したがって、個人情報の保護に十分留意するものとする。

個別避難計画は、市社会福祉課又は市社会福祉協議会へ提出するとともに、要支援者本人、家族及び避難支援等関係者が共有する。

また、災害時の迅速かつ適切な避難を行うため、必要に応じて情報の更新に努める。



### 3 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

市は、各種ハザードマップ等で、洪水・土砂災害等の災害に関する情報を住民に周知するため、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等を進めるものとする。

また、各種ハザードマップを用いて要配慮者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会等を通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人等の理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、避難支援等関係者と平時から要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

### 4 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、避難支援等関係者等に対し、要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の必要性、管理方法、要支援者の状況に配慮した避難支援方法、避難所生活での配慮等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

また、避難支援等関係者は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑制活動等、地域における各種活動を通じて、人と人との繋がりを深めるとともに、要支援者が自ら地域に溶け込んでいくことのできる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

### 5 避難支援訓練の実施

在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から近隣のネットワークを構築し、地域住民の全体の理解と協力関係をつくることが重要である。

このため、避難支援等関係者が中心となり、要支援者や協力員が参加した避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

市は、各地域において住民参加による防災訓練が継続的に実施されるよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポート等に努める。

## 第5章 発災時における避難支援・安否確認体制等

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市は災害対策本部を設置し地域防災計画に基づき、直ちに避難情報の発令や避難支援を実施する。

避難支援等関係者及び協力員は、自らやその家族の安全確保を最優先として、可能な範囲で要支援者の避難支援を実施する。

特に、大規模災害発生時には、公的機関も被災するなど公助が行き届かない可能性もあることから、要支援者本人や家族の自助、地域の共助による主体的な避難行動や避難支援が重要となる。

ただし、避難支援等関係者や協力員は、善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、避難支援ができない場合において、責任を負うものではない。

### 1 避難支援の実施体制

#### (1) 市における避難支援体制

市は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等市の体制を整備する。

また、災害発生時に、市災害対策本部の市民福祉部局を中心に、災害情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えとともに、避難情報が発令される等、避難が必要な段階においては、支援を必要とする避難行動要支援者が支援を受けられない場合や、協力員が避難支援を行えない場合等に備え、市民福祉部局内に、要支援者の避難支援の相談窓口を設置し、避難支援等関係者と連携して避難支援要請等に対応する。

#### (2) 地域における避難支援体制

避難支援等関係者は、災害発生時に、個別避難計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できない時は、避難行動要支援者支援班又は市災害対策本部へ連絡する。

なお、個別避難計画登録者の居宅が倒壊している等、協力員が対応できない場合は、市災害対策本部へ連絡し、救出を求めるものとする。

### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報に基づき、事前に、要支援者の受け入れや移動支援等の避難支援体制の整備に努め、避難情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

### (4) ボランティア等との連携

市、社会福祉協議会、区・自主防災組織等は、避難支援におけるボランティア等との連携に努める。

## 2 情報伝達体制の整備

### (1) 要支援者への情報伝達

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 26 年度修正）」を踏まえ、市は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成 27 年度修正）」を作成している。これは、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化したものである。

市は、判断基準を基に、各種避難情報を発令する。

特に要支援者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮して、「避難準備情報」を事前に伝達する。

避難情報が発令された場合は、要支援者と協力員、避難支援等関係者は相互に連絡を取り合い、要支援者の所在確認を行う。ただし、災害の種別や時間帯によっては、避難に時間的余裕がない場合や、避難自体に危険を伴う場合もあるため、気象情報等により臨機応変に対応する。

＜市からの避難情報等伝達手段＞

ア 防災行政無線の活用（戸別受信機等）

イ 電話・FAX の活用

ウ 携帯電話メール（とうおんメール・緊急速報メール）の活用

エ テレビ等放送事業者への情報提供（Lアラート）

オ 広報車・消防団等による広報

カ インターネット（市 HP、facebook、twitter 等）

## (2) 避難支援等関係者、協力員への情報伝達

市は避難支援等関係者等が要支援者の支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援等関係者へ様々な情報伝達手段や、地域ぐるみの情報伝達体制を使って防災情報を積極的に提供し、要支援者の支援体制の確保に努める。

## 3 避難誘導の手段・経路等

市が、災害等が発生する恐れがあるため避難準備情報等を発令した場合は、市と避難支援等関係者が連携し、個別避難計画に基づき、避難誘導を行う。

避難誘導については、役割分担を明確にするとともに、市、警察、消防、消防団、自主防災組織等が連携した対応をする。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に協力員とともに、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、洪水の浸水や土砂災害が予想される区域を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

また、夜間の集中豪雨や河川の氾濫など、避難に時間的な余裕がない場合は家屋の2階以上等に避難させるなど、状況に応じた避難方法を事前に検討しておく。

## 4 安否確認情報の収集体制

### (1) 要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、各地区単位や避難所等において把握するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない要支援者も想定されることから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。

このため、市は、市災害対策本部の市民福祉部局内に安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

### (2) 避難支援等関係者からの報告

避難支援等関係者は、要支援者を避難先へ移送した場合や要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、市災害対策本部に報告するものとする。

## 第6章 避難所等における支援体制

### 1 避難所等における要配慮者支援体制

#### (1) 避難所における支援

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害発生後、速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設をする等、避難所における生活を営むための環境整備に努める。

これらの環境整備に必要な設備については、あらかじめ備蓄するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応策を講じておくものとする。

避難所には、要配慮者の要望を把握するため避難支援等関係者や福祉関係者、そして協力員の協力を得つつ、要配慮者支援班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や介護・福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくものとする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要であることから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

#### (2) 開設の周知

市は、市地域防災計画に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民に周知を図るとともに、避難所の支援者の確保に努めるものとする。

### (3) 避難所の支援者との連携

市は、市災害対策本部の市民福祉部局が中心となり、避難支援等関係者や福祉関係者、協力員等の協力により各避難所の支援者と連携し、避難所において必要となる要配慮者に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携した支援を実施する。

### (4) 支援体制の確認

市、及び避難所の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者の支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

さらに、平常時から、避難支援等関係者、福祉関係者、協力員の協力を得て、施設の状況、要支援者に配慮した利用方法等の改善に努める。

## 2 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の確保

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

適切な場所に福祉避難所に指定するような既存施設がない場合又は不足する場合は、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げで対応することも可能である。これらの施設についても関係団体、事業者等との事前協定を結ぶことにより、可能な限り確保する。

### (2) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

### (3) 福祉避難所の指定

介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、バリアフリー化が図られた福祉避難所への避難が必要な要配慮者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前に協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定する。

## 第7章 事務局等

### 1 事務局

避難行動要支援者の支援に係る事務局は、市民福祉部社会福祉課に置く。

### 2 その他

- (1) 要支援者は、避難支援等関係者や協力員のボランティア精神に基づき支援を受けるものであり、要支援者が避難行動要支援者名簿への登録によって、災害時の支援を絶対的に保障されるものではない。
- (2) 共助の精神に基づき、地域において既に独自の支援体制を確立しているものについてはこれを尊重する。
- (3) その他必要な事項は、別途市長が定める。



(参考)

災害対策基本法（抜粋）

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災

計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 個人情報保護に関する法律（抜粋）

### （利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### （利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。